

土 総 第 3 7 2 号
令和8年10月2日

隠岐支庁農林水産局長	様
隠岐支庁県土整備局長	様
防災部消防総務課長	様
農林水産部各課長	様
各農林水産振興センター所長	様
土木部各課長	様
各県土整備事務所長	様
浜田河川総合開発事務所長	様
浜田港湾振興センター所長	様
出雲空港管理事務所長	様
宍道湖流域下水道事務所長	様

土木総務課長
(建設産業対策室)
技術管理課長

建設工事の設計金額における法定福利費の明示等について

このことについては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の一部改正に伴い、下記のとおり変更しますのでお知らせします。

なお、令和2年8月18日付け土総第349号及び令和4年3月28日付け土総第920号「建設工事の設計金額における法定福利費の明示等について」は本通知をもって廃止します。

記

1. 建設工事の設計金額における法定福利費相当分の明示、公表について

(1) 対象工事

島根県土木部、農林水産部発注（隠岐支庁県土整備局・隠岐支庁農林水産局を含む）
の建設工事

(2) 明示方法

入札時に提出する工事費内訳書において、法定福利費を明示すること。

(3) 公表方法

予定価格の積算時に間接工事費に含まれる法定福利費について島根県が想定する法定福利費相当額を以下の方法で公表することとする。

- ① 別紙様式 1 により入札情報サービス (PPI) の入札結果で公表
- ② 契約締結後に公表される工事の金入り設計書で公表

(4) 担い手 3 法の改正に伴う今後の取扱い

担い手 3 法の改正により、労務費等の 5 項目を記入する取扱いとなっている。5 項目の中には法定福利費も含まれており、法定福利費については従来どおり建設業者の社会保険等未加入対策として公表・確認を行う取扱いに変更はない。

(5) 法定福利費明示の有無についての取扱い

入札時に提出される工事費内訳書に法定福利費の明示がない場合は無効とする。

ただし、経過措置として令和 8 年度中 (令和 9 年 3 月 31 日まで) に開札を行う工事については、法定福利費の明示がない場合でも発注者の定める期間内に法定福利費を追記した工事費内訳書等を提出すればその入札を有効とする。

2. 各発注機関における対応について

- ① 事業担当課及び契約担当課においては、入札時に提出される「工事費内訳書」に記載される法定福利費の有無、及び発注者の当初想定した法定福利費相当分との著しい乖離 (※) の確認を行う。
※著しい乖離とは、発注者の当初想定した法定福利費相当分の 2 分の 1 を下回る額の場合をいい、下回る額が明示された場合は、法定福利費の見積もり方法等について受注者へヒアリングを行うこと。
- ② 入札時に提出する「工事費内訳書」により、契約締結後に提出を求める「請負代金内訳書」の提出を「請負代金内訳書の提出省略届」の提出に代えることができる。

※工事費内訳書の審査における注意事項

- ・ 発注者の想定している法定福利費との相違は審査項目としない。
- ・ 法定福利費の二重計上によるタテヨコの違算等は無効として取り扱う。
- ・ 入札参加者における工事費内訳書への法定福利費の記載方法については別紙参考例のとおり。
- ・ 行挿入により無効とする取扱いは廃止する。

3. 適用年月日

令和8年11月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う建設工事から適用する。

取扱い全般に関すること

土木総務課 建設産業対策室

TEL：0852-22-5388

島根県の法定福利費の積算に関すること

技術管理課 土木設計基準係

TEL：0852-22-5941